参考資料

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議 平成26年度 分野別会議(7~9月開催)の主な意見について

1 介護保険に関する会議

(1) 平成 26 年 7 月 8 日、市庁舎 大集会室

【介護保険法改正の概要について】

- ・ 予防給付の一部の地域支援事業への移行について、サービスの質の確保のため、担い手の育成が課題。
- ・ サービス単価について、介護事業者の厳しい経営実態を把握し、理解を得られるような料金 設定をする必要がある。
- 専門職が地域の活動に参加できるよう行政が調整する必要がある。
- ・ 認知症カフェなどの地域連携の取組みをモデルとして市民へ啓発することが必要。
- ・ 地域包括ケアシステムでは、医療・介護の連携が重要。利用している医療・介護情報を記載 した母子手帳のようなツールがあれば効率的なサービス提供が可能になるので、個人情報保護 の問題も含め議論すべき。

【介護サービスの質の向上と人材育成の推進について】

- ・ サービスの質を確保するための人材育成と、サービスの質を評価するシステムが必要である。
- 適正なマネジメントが行われるよう、ケアプランのチェックが必要である。
- 質の向上やキャリアアップのため、研修を体系化する必要がある。
- ・ 研修の履行管理ができればよい。
- ・ 徘徊高齢者に係る研修が必要である。

(2) 平成 26 年 9 月 1 日、市庁舎 大集会室

【「特別養護老人ホームの入所受入れに係る調査」等の結果について】

- ・ 特別養護老人ホームのユニット型への入所にあたっては、補足給付があっても低所得者には ハードルが高いということを意識して、施設整備してほしい。
- ・ 施設での看取りについては、訴訟問題も念頭に置いておかなければならず、人材育成等を含めた大きな課題がある。
- 将来、高齢者人口が減少することも踏まえて次期計画を考えてほしい。

【介護保険制度改正に関する国の考え方について】

- ・ 介護予防の見直しについて、対象者の身体機能を把握していかなければ、結果として給付費の増大につながるのではないか。
- ・ 介護予防の見直しについて、スキルアップ研修など質の担保をしっかりやらなければ、市民 にリスクを負わせることにならないか。

2 地域包括支援に関する会議(平成 26 年 7 月 17 日、市庁舎 大集会室)

【在宅医療・介護の連携について】

- 連携拠点は、ケースによってはかかりつけ医を探す拠点になればよい。
- ・ 在宅療養支援を行っている薬局もあり、薬剤師も在宅医療の連携に協力できる。
- ・ かかりつけ歯科医を決めている人は要介護度が上がるにつれ減少している。かかりつけ歯科医が 往診治療することが望ましいため、かかりつけ歯科医に相談するという施策を盛り込んでほしい。
- ・ グループホームは「在宅」なのでグループホームも包含した連携システムにしてほしい。
- ・ 退院後の訪問看護や往診と連携して、リハビリ職の活用をシステムに組み込んでほしい。
- ・ 適切な介護・医療につなげるため、情報を共有するシステムをつくる必要がある。

【地域ケア会議について】

- ・ 精神疾患で生活継続困難な事例等は、統括支援センターの包括ケア会議と地域包括支援センター の個別事例会議の連携が必要である。
- ・ 「困難事例は全て統括支援センター」ではなく、個別事例会議をもっと充実させ、困難度の高い 事例を重点的に力を入れた方がよい。
- ・ 包括ケア会議にあがらない事例の情報を得ることにより、類似例に効果的に対応でき、地域の支援力が向上する。
- ・ 身近なレベルの会議など多職種で関わることが連携のスタートになり、政策抽出に繋がる。

【身近な地域での相談支援体制について】

- ・ 地域包括支援センターのブランチは、地域の支援活動者の負担軽減になる。
- ・ 地域支援コーディネーターに地域福祉づくりの役割を持たせればより効果を発揮できる。

3 介護予防・高齢者活躍推進に関する会議(平成 26 年 7 月 29 日、市庁舎 大集会室)

【生きがいづくりについて】

- ・ 介護予防事業等の参加者が事業終了後ボランティアとして事業に参加し、地域貢献していくこと が理想。
- ・ 退職後もまだ働き続けたい高齢者の就職を支援していく必要がある。
- 社会参加の意欲はあるがきっかけがない高齢者へ情報を発信する方法を検討する必要がある。
- ・ 事業参加者への認定証のようなものがあれば、今まで参加していない人たちのモチベーションが 上がるのではないか。
- ・ より多くの参加のためには、広報も大切だが、参加した人たちによる広がりも大切。
- 事業に参加した地域のリーダー候補が、地域で活躍する後押しをしてほしい。
- 退職後の男性がボランティア参加できる方策が必要である。

【介護予防事業に関する分析・評価について】

- ・ 地域包括支援センターで、高齢者が要介護状態になる前に気付けるよう、研修を強化してはどうか。
- ・ 二次予防事業対象者の事業参加後のフォローが大切である。
- ・ こころの健康、社会交流・活躍などの指標があれば評価しやすい。

4 認知症対策・権利擁護に関する会議(平成26年8月5日、市庁舎大集会室)

【次期高齢者支援計画の骨子について】

・ 高齢者のうち、健康な状態と介護を要する状態の中間層への対策(ボランティア活用など) も検討してほしい。

【認知症対策・権利擁護に関する計画の方向性について】

- ・ ボランティア活動などをしていない高齢者への情報伝達や動機付けが課題である。
- MCIの人への早期対応を検討してほしい。
- ・ かかりつけ医を対象とした認知症対応研修を実施してほしい。
- ・ 若い人を中心に認知症の理解が進んでいない。実際に認知症になった人をフォローする体制 をつくることが大切である。
- ・ 相談体制については、行政のみならず地域の人も役割を担うなど強化してほしい。
- ・ 認知症について、一元的に対応できる相談窓口(例えば認知症110番)があるとよい。
- ・ 認知症カフェについては、サロン事業と整理した方がよいのではないか。
- ・ 認知症対策には情報共有が有意義であるので、情報集積や拠点機能を持つ場が北九州市独自 にできないか。
- ・ 虐待防止について、医療関係者に対する周知・広報を検討してほしい。
- ・ 市民後見人については、選任後のスーパーバイズなどフォローが必要。
- ・ 市民後見人の養成にあたっては、被後見人の権利擁護についてしっかり理解してもらう必要 がある。